

平成28年3月3日

各グループリーダー
各学部事務（部）課長 殿
監査室長

経営企画グループリーダー

学会等参加費に食事代が含まれている場合の取扱いについて（通知）

このことについて、下記のとおり取扱うこととしますので通知します。関係職員に周知の上、
遺漏のないようよろしくお願いします。

記

1. 参加費の内訳として食事代が判明している場合

参加費から食事代を控除した金額を参加費として支払う。食事代は参加者本人の負担とする。

2. 参加費の内訳として食事代が分からない場合

1回の食事につき、参加費から食事代として日当の半額に相当する額を控除して支出する。

ただし、当該レセプション等を欠席したこと、あるいは本学及び他機関からの旅費支給がないことについて、本人から申し出（書面）があった場合は、控除しない。

学会等参加費に食事代が含まれている場合の取扱いの通知の内容説明

I. 概要説明

全国的に徐々に科研費FAQの考え方に拠った運用に変化してきているため、改めて考え方を整理し、学内の統一を図るために通知するものである。

《参考》科研費FAQ（平成27年7月31日版）より抜粋

【Q4474】 学会への出席にあたって、学会参加費の中に夕食のレセプション（アルコール類も提供される）費用が含まれており、この部分だけ切り離すことはできないとのことでした。こうした場合に、学会参加費を科研費から支出することはできませんか？

【A】 学会参加費の中にその費用が組み込まれ不可分となっているようなレセプションは、学会活動の一環として企画されていると考えられますので、その際にアルコールが供されるか否かを問わず、参加費を科研費から支出することは可能と考えます。なお、実際には、様々なケースがあると思われるので、一般常識的に見て学会活動を超えるようなケースまで可能とするものではありません。

II. 通知の内容について

1. 参加費の内訳として食事代が判明している場合

参加費から食事代を控除した金額を参加費として支払う。食事代は参加者本人の負担とする。

食事代は参加費として大学の予算から支払うことができないのが原則である。なお、旅費の日当及び宿泊料の中に食事代相当分が含まれて支給されている。

参加費：食事代は参加費として支出することはできない。

旅費：日当の中に昼食代相当分が、宿泊料の中に夕食代・朝食代相当分が含まれている。

2. 参加費の内訳として食事代が分からない場合

1回の食事につき、参加費から食事代として日当の半額に相当する額を控除して支出する。

本来は以下①のように取り扱うべきところ、事務効率化のため②のように処理する。

①本来の考え方

参加費：参加費の中にその費用が組み込まれ不可分となっているようなレセプション等は、学会活動の一環として企画されていると考えられるため、参加費として支出することができるものとする。

旅費：参加費として食事代を支出しているので、食事代の二重支給とならないよう、日当・宿泊料から食事代（日当の半額）を減額して旅費を支給する。

②通知に示す処理方法

参加費：参加費から日当の半額に相当する額を控除して支出する。

旅費：日当・宿泊料から食事代を減額しない。

2. 但し書き

ただし、当該レセプション等を欠席したこと、あるいは本学及び他機関からの旅費支給がないことについて、本人から申し出（書面）があった場合は、控除しない。

原則として参加費から日当の半額に相当する額を控除するが、次の場合は旅費との二重支給が起こらないことから、控除する必要が無い。

- ・当該レセプション等を欠席した場合
- ・本学からも他機関からも旅費支給が無い場合

旅費の支給の有無や当該レセプション等の出欠については、本人からの申し出がなければ契約担当者では把握できないため、本人から申し出が無い限り、旅費の支給の有無に関わらず控除することとする。また、申し出については、後日検証可能とするため書面によることとし、書面は立替払請求書に記載する、申立書を作成するなど、適宜の方法によることとする。

Q&A

Q 1. 学会等の参加費の内訳等の確認は、誰が行うのか。

A 1. 確認は学会参加者が行き、事務担当者と協力しながら進めてください。

Q 2. 開催案内によると参加費にレセプションが含まれているが、内訳が不明である。外国で開催される学会で、問い合わせることが困難である場合はどうすればよいか。

A 2. 可能であれば参加者が問い合わせる、現地で聞くなどして内訳を確認してください。問い合わせが困難である場合や、問い合わせても確認できない場合は内訳が不明として、「2. 参加費の内訳が分からない場合」により処理してください。

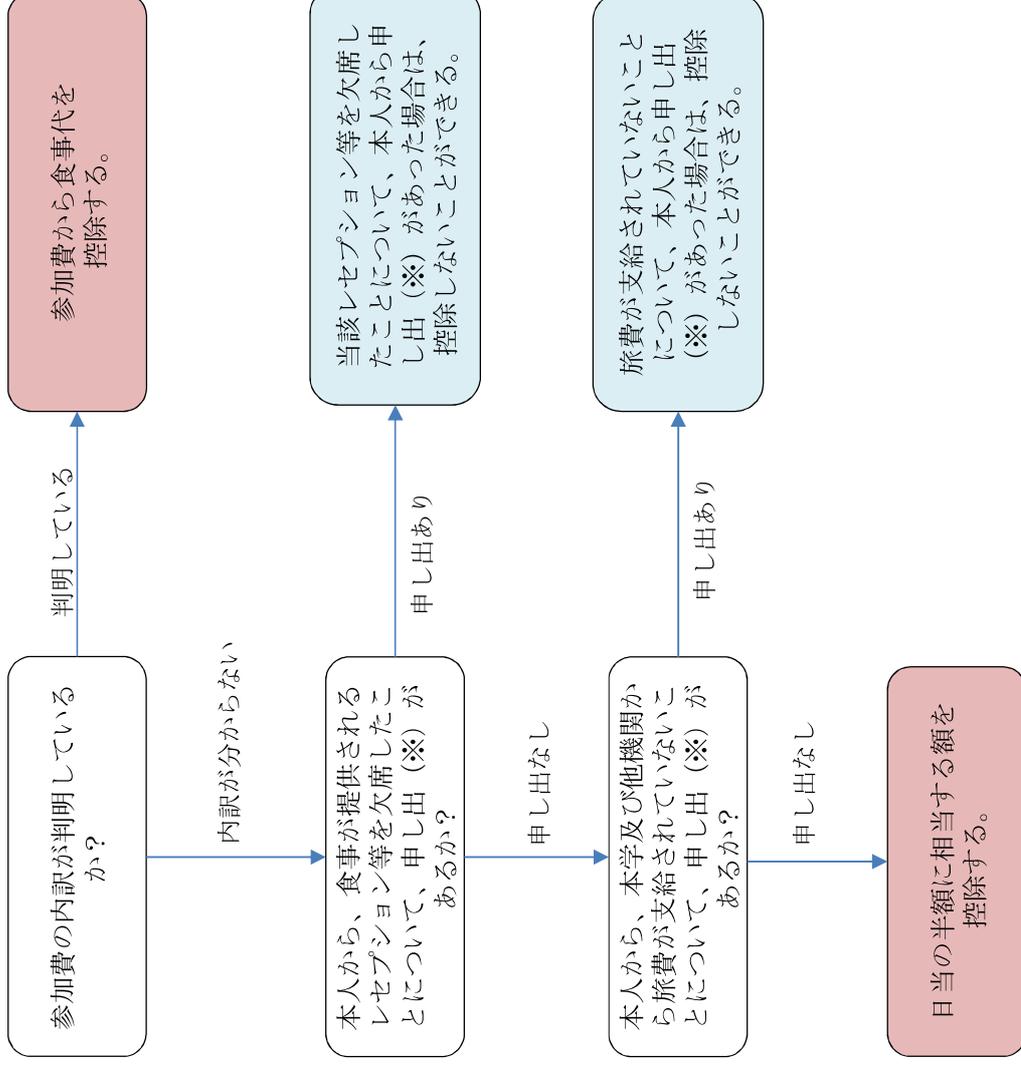
Q 3. 参加費の内訳が分からない場合で、欠席した場合、欠席の理由は確認する必要があるか。

A 3. 欠席の理由について、確認する必要はありません。

Q 4. 問い合わせた結果、主催者及び後援企業の負担で情報交換会が開催されたとのことで、参加費に情報交換会の料金は含まれていなかった。この場合どのような処理になるか。

A 4. 参加費に含まれていないので、参加費からは控除しません。ただし、食事の提供を受けているので、旅費を減額することになります。旅行命令の備考欄に、食事の提供があった旨を記載してください。

学会参加費等に食事代が含まれている場合のフロー



(※) 本人からの申し出は、後日検証可能とするため書面によることとし、書面は立替払請求書に記載する、申立書を作成するなど、適宜の方法によることとする。

平成 年 月 日

国立大学法人香川大学 殿

所属
職名・氏名

印

立替払請求書

金 44,400 円也

学会参加費として上記金額を立替払いしましたので、領収書を添えて請求します。

(内訳)

〇〇学会参加費 50,000 円 食事提供なし → 減額なし 食事提供あり → 【金額が判明しているもの】
・ 1/27 懇親会 3,000 円

【金額が不明なもの】

提供内容	利用の有無
1/25 ウェルカムレセプション	×
1/26 ランチ	○
1/26 バンケット	○

※実態に合わせて正直に申告してください。

(減額する場合の例)

上記により、

$$50,000 \text{ 円} - 3,000 \text{ 円} - \{1,300 \text{ 円 (日当 1/2)} \times 2 \text{ 回 (利用回数)}\}$$
$$= 44,400 \text{ 円}$$

(旅費支給がない場合の例)

本学からも他機関からも旅費の支給を受けていないため、1/27 懇親会
3,000 円のみ減額

(旅費支給)

 旅費支給あり 旅費支給なし

平成 年 月 日

国立大学法人香川大学 殿

所属

職名・氏名

印

立替払請求書

金 50,000 円也

学会参加費として上記金額を立替払いしましたので、領収書を添えて請求します。

(内訳)

〇〇学会参加費 50,000 円 食事提供なし → 減額なし 食事提供あり → 【金額が判明しているもの】

・

【金額が不明なもの】

提供内容	利用の有無

※実態に合わせて正直に申告してください。

(旅費支給)

 旅費支給あり 旅費支給なし